

定期監査

監査対象 61所属及び2財産区

監査期間 令和6年9月9日～令和7年3月28日

定期監査では、市の事務事業の執行について、合规性、正確性の観点に加え、事務事業が無駄なく行われているかについて、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施しました。また、監査結果のフォローアップ（過年度の定期監査における指摘事項の措置状況の確認）を実施しました。その結果、27件の指摘と99件の指導を行いました。主な指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細については、静岡市のホームページを御覧ください）。

また、22件の意見を付しました。

★主な指摘事項（いずれもフォローアップ監査で再び指摘となったもの）

① 行政財産の貸付契約の未締結について【管財課】・・・合规性の観点

静岡庁舎新館3階飲食スペース（茶木魚）における厨房部分の貸付けを令和6年4月から行っていたが、契約書が存在せず、貸付料も徴収していなかった。

② 積算書における単価の根拠について【国際交流課】・・・正確性の観点

静岡市多文化共生総合相談センター通訳サービス業務の積算書について、単価の明確な算出根拠はなく、任意の数字を計上しているにすぎないことから、積算金額が正確に算出されているとは認められなかった。

③ 積算金額の算出について【健康づくり推進課】・・・正確性の観点

障害者歯科保健センター医事業務の積算において、人件費の標準報酬月額や保険料率に誤りがあり、そのほかの単価にも明確な根拠はなく、積算金額が正確に算出されているとは認められなかった。

④ 補助金交付事務の不備について【健康づくり推進課】・・・正確性の観点

市食生活改善推進事業補助金令和5年度の実績報告において、報告された支出が補助対象経費であることは確認できたが、収支決算書の記載内容のうち、収入の部の市民参加費及び支出の部の事業費の決算額に誤りがあったにもかかわらず、所管課は補正を求めることなく受領していた事実が確認された。

⑤ 消防団交付金交付事務の不備について【警防課】・・・合规性の観点

令和5年度消防団交付金（前金払）の実績報告書について、会計年度終了後、所管課は速やかに提出するよう消防団に催促をしていなかったため、会計年度終了から3か月以上提出されていなかった。

●主な意見

① 静岡庁舎新館3階飲食スペース（茶木魚）における厨房部分貸付契約の未締結について【管財課】

静岡庁舎新館3階飲食スペース（茶木魚）における厨房部分の貸付けについては、令和3年度定期監査において、事業決裁及び仕様書に定める手続を行っていなかったことを指摘していたため、フォローアップ監査を実施したところ、令和6年11月下旬の時点で同年4月1日付けで締結すべき貸付契約が締結されていないことが判明しました。

管財課は、市財産管理規則を所管する部署であり、行政財産の貸付けについても他課を指導する立場であるにもかかわらず、自らが市財産管理規則を遵守せず、令和6年4月1日以降未契約のまま行政財産を使用させていたこととなります。この間、貸付料の請求も行われておらず、同年11月下旬に予備監査で発覚するまでの間、担当者以外誰も気付くことなく、また、発覚後2か月を経過しても未契約の状態を継続させていたことは、極めて深刻な事態です。

このような異常な状態が長期間放置されていた原因を分析し、実効性のある再発防止策を講じるとともに、誤りが発生した場合にも早期に気付くことのできるシステムを確立すべきです。

② 前回定期監査での指摘事項に対する再発防止策の不徹底について【国際交流課、健康づくり推進課、警防課】

令和3年度の定期監査において、警防課の「消防団交付金交付事務」及び健康づくり推進課の「食生活改善推進事業補助金交付事務」については、いずれも「交付事務の不備」に係る指摘を受けていました。

また、健康づくり推進課の「障害者歯科保健センター医事業務委託」にあっては「積算金額の算出誤り」について、国際交流課の「静岡市多文化共生総合相談センター通訳サービス業務委託」にあっては「根拠のない積算金額の算出」について、それぞれ指摘を受けていました。

これらの指摘に対しては、再発防止策を講じた旨の措置状況報告がされており、今回提出された監査調書にも、報告した再発防止策を実施している旨の記載がありました。

しかし、今回の監査において、各事務について前回と同様の不備が確認されたことから、再発防止策を講じた旨の記載がある中で、同様の不備が再度発生した原因について確認したところ、当時の担当者は、指摘事項を正しく認識し、措置状況報告に記載した再発防止策を講じていたが、担当者が変わる中で、職員間において正しい引継ぎが行われておらず、令和3年度指摘事

項と同様の不備が、再度発生してしまったとのことでした。

再発防止策は、人事異動等による担当職員の交代を想定して講ずべきものです。今回の事例では、引継ぎが行われていなかったケースと、引継ぎは行われていたが、引継ぎをする者の意図した内容が引継ぎを受ける者に正しく伝わっていなかったケースとがありましたが、効果的な再発防止策を構築しても、それが正しく承継されていかなければ意味をなしません。

同様の不備を繰り返し発生させることは、市政に対する信頼を損ねることから、全ての職員が今回の案件を「自分事」として捉え、同様の不備を繰り返し発生させることのないよう取り組むことを望みます。

《監査結果フォローアップ報告》

過去の定期監査の指摘事項40件を確認したところ、監査委員に通知した措置を実際には実施しておらず、さらに重大な事態となっていたものが1件、監査委員に通知した措置を実際には実施しておらず、改善が認められないため再度指摘したものが4件、監査委員に通知した措置を実施していたものの、同様の不備が繰り返され再度指摘したものが1件ありました。

なお、今回の監査対象所属の所管する事務で、いまだに措置状況が通知されていない前回の定期監査の指摘事項はありませんでした。

《提言》

監査の結果に添えて提出する意見として、次のように提言を述べました。

【テーマ：再発防止策の徹底について】

今回の定期監査において、令和3年度の定期監査での指摘に対し、措置を講じた旨の通知をしていたにもかかわらず、措置の内容が実施されておらず、同様の不備が生じていた事例が5件、4つの所属で発生していたことを確認しました。

地方自治法第199条第14項では、監査結果の報告を受けた市長等は、措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならないとされており、同項において、通知を受けた監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならないとされていることから、「措置を講じた旨の通知・公表」は、市による再発防止策の公表の意味を持つことになります。

今回の事例では、管財課は、措置を講じていないにもかかわらず、措置を講じた旨の通知をして、その内容が市民に公表されていたことになり、他の3課

は、一旦は措置を講じていたものの、その後正確な引継ぎが行われなかったことから、結果として、市民に公表されていた措置の内容が実施されず、前回と同様の不備を発生させていました。

一部の所属であっても、市民に公表した再発防止策を実施せず、事務事業事故を再発させていたことは、「措置を講じた旨の通知」全体の信頼を損なうこととなります。

全庁各所属においては、「措置を講じた旨の通知」（措置状況報告）の法的意義等について改めて認識し、市の内部統制を司るコンプライアンス推進課においては、措置状況の内容は、法に基づき通知し、公表されるものであることを念頭に、「措置を講じた旨の通知」全体の信頼が損なわれることのないよう厳正な対応を望みます。